高野山奥之院で見出された山名時義と赤松政則の宝篋印塔

木下　浩良

はじめに

室町幕府の四職家の一つとして幕府の中枢にいた山名氏は、新田氏の一族とされている。山名時氏の時に、鎌倉幕府に反旗を翻した足利尊氏の挙兵に従って、室町幕府開幕の草創期に活躍する。本稿で述べる山名時義は、その時氏の五男で後年に山名一族が山陰地方に大きな勢力を張り、但馬・因幡など　十二ヵ国の守護を兼ねて「六分の一殿」と称せられた最盛期の山名一族の惣領であった。

他方の赤松氏も、室町幕府の四職家の一つで、南北朝から室町時代の有力な守護大名であった。ここに紹介する赤松政則は、加賀半国・播磨・美作・備前の守護大名で、室町時代中頃の幕府内の中心的メンバーの一人であった。

この両人の宝篋印塔が高野山で見出された。いずれも、銘文だけが単に紹介されているだけで[註1]、それら石塔の被供養者が、山名時義・赤松政則とは一切触れられていない。その上、石塔そのものについても筆者とは見解の相違等が見られた。巽三郎・愛甲昇寛の両氏は山名時義塔の石材を砂岩と見間違えられて、石塔そのものについても何ら考察をなされてないのである。そのことから、ここに両塔の実測図・拓影をともなう詳細な資料紹介をして、若干ではあるが考察を試みようとするものである[註2]。大方の御示教等頂ければ幸いである。

Ⅰ　山名時義

1、山名時義の宝篋印塔

緑泥片岩製の完形の宝篋印塔である。[註3]全体にバランスが良く、造立当時のままに今に立つ石塔である。本塔が所在する場所は、高野山奥之院の中の橋付近に位置する。法量は、基礎の高さ二四・二cm、上端幅二〇・二cm、下端幅二九・四cm。塔身の高さ一六cm、上端幅一七cm、下端幅一七cm。笠の高さ二四・五cm、上端幅一一・四cm、最大幅三〇cm。宝珠を含む相輪の高さ四五・六cm、最大径一一・六cm。総高は一一〇・三cmを測る。各部を別石で造る、四石造りの宝篋印塔である。

塔身は四面の各面に輪郭を巻き蓮弁と月輪を陽刻して、月輪の中に梵字を陰刻する。その梵字は、「ウーン」「タラーク」「キリーク」「アク」で、阿閦・宝生・弥陀・不空成就の金剛界四仏を表示する。

笠は上部六段で下部二段に造り、隅飾はわずかに外に開いていて輪郭を巻いた二弧となっている。相輪は九輪で、頂部の宝珠は球形に近い形状で、室町時代の形状をよく表している。

基礎は上部二段の造りで、側面の三面は輪郭を巻いて、格狭間を入れる。格狭間の形態は室町時代の典型的な形状で、花頭曲線が委縮したものとなっている。正面と思える面には輪郭を巻いて、以下の銘文を陰刻する（図版1～図版8の写真・実測図・拓影参照）。

圓通寺殿
大等道均
五月
應永十一年
四日

7　高野山奥之院で見出された山名時義と赤松政則の宝篋印塔（木下）

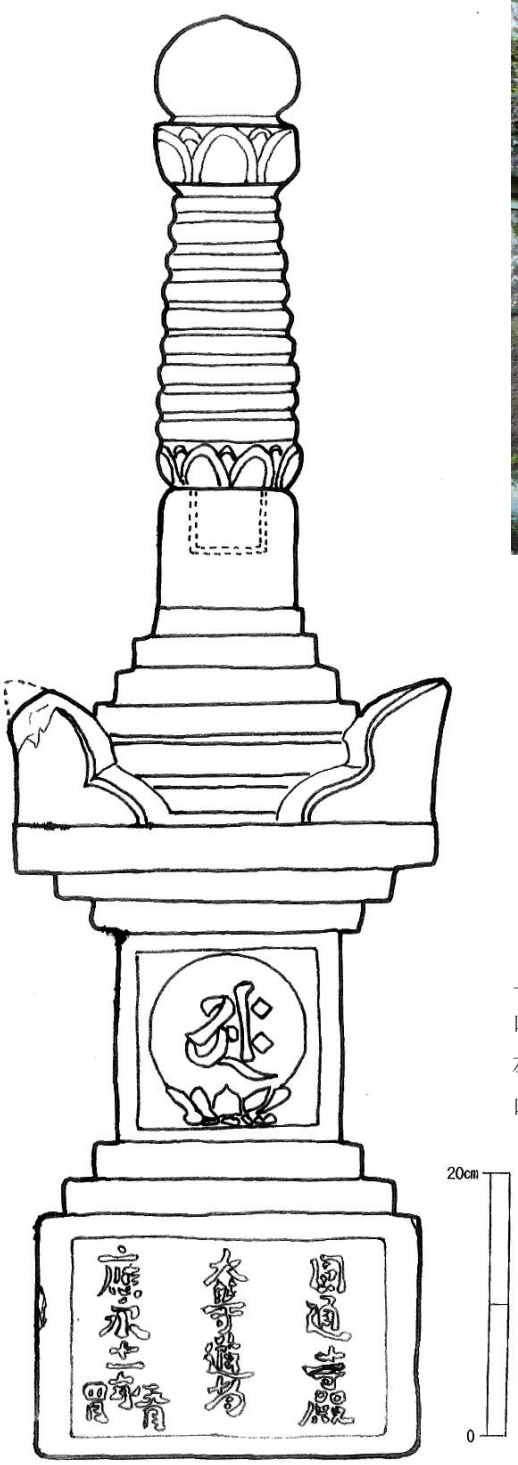

上：図版 1
山名時義宝篋印塔写真
左：図版 2
山名時義宝篋印塔実測図

図版 3
山名時義宝篋印塔
銘文拓影

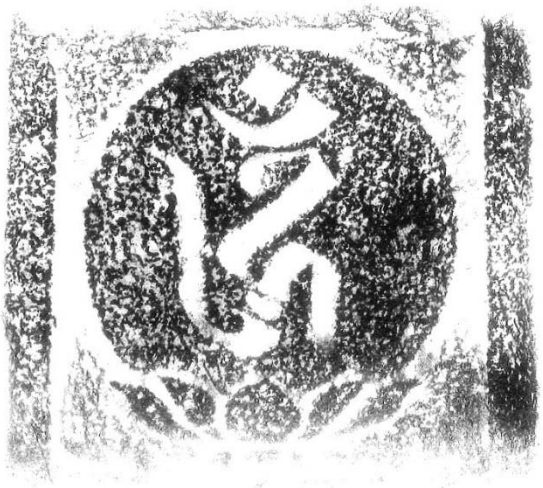

図版 4
山名時義宝篋印塔
塔身「ウーン」面拓影

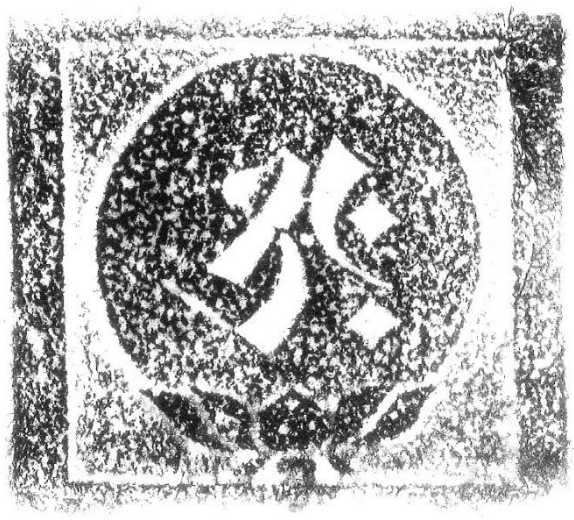

図版 5
山名時義宝篋印塔
塔身「タラーク」面拓影

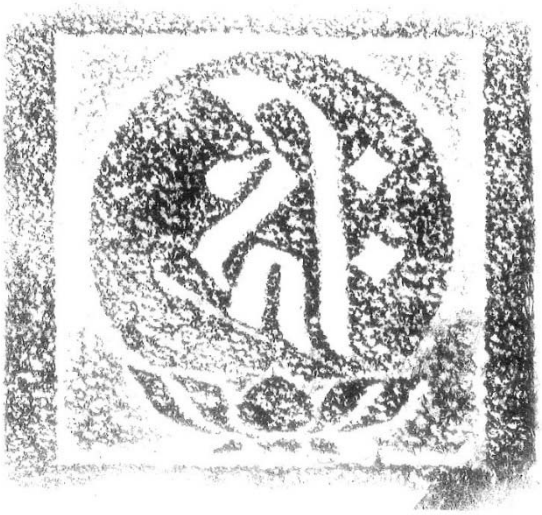

図版 6
山名時義宝篋印塔
塔身「キリーク」面拓影

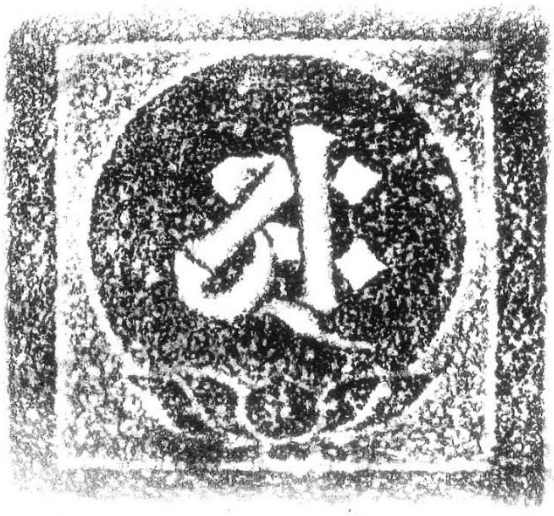

図版 7
山名時義宝篋印塔
塔身「アク」面拓影

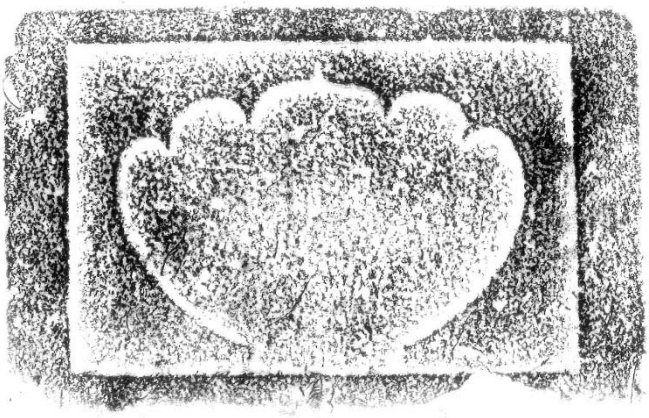

図版 8
山名時義宝篋印塔
基礎背面の格狭間拓影

2　小察

銘文にある、「圓通寺殿大等道均」が山名時義の法名であり、本塔の被供養者が山名時義と判明される。応永十一年（一四〇四）五月四日の紀年を有する、山名時義の宝篋印塔と分かる。

先ず注目されることが、山名時義の没年月日は康応元年（一三八九）五月四日であり、本塔が造立されたのは没後から十五年目の応永十一年（一四〇四）ということである。本塔に刻された月日は山名時義の祥月命日（亡くなったのと同じ月日）の五月四日であり、石塔の造立に際してその日を選んで立てられたものとは知られる。造立の背景には、時義の供養の性格があったことが察せられるのである。

問題は、何故没後十五年もの時間の経過が必要であったかである。そこで考えられることが、年忌法要の際に高野山に石塔造立をするケースである。ただ、没後初七日・三十五日・四十九日・百箇日の後は、一周忌・三回忌・七回忌・十三回忌・十七回忌・二十三回忌・二十三回忌・二十五回忌・二十七回忌・三十三回忌と年忌法要は続くが、今回確認された山名時義の宝篋印塔はそのいずれにも該当しない。

後年の戦国時代の武将やその夫人らが高野山に造立した石塔の場合は、一周忌のものが多く、次に三回忌のケースとなっている。[註3] 高野山は紀州の山中に立地するという地理的条件から、石塔の造立となると石塔の作成から運搬等から時間の経過は必要なことであり、一周忌が石塔造立の時として選ばれたことが考えられる。管見ではあるが、没後における高野山への石塔造立の最短の事例としては、鎌倉時代の嘉暦元年（一三二七）の紀年を有する「当七々日光陰、奉造立供養之」と銘文を刻する没後四十九日の忌日に造立された五輪塔が挙げられる。[註4]

筆者は、時義の没後における山名一族の内紛と、それを利用して山名一族の弱体化を図った室町幕府第三代将軍の足利義満による明徳二年（一三九一）の明徳の乱を第一の理由に挙げたい。山名一族は互いに争い、その結果山名一族の守護領国は三ヶ国に削減された。山名一族の惣領となったのは時義の子の山名時熙であった。

第二の理由が、応永六年（一三九九）の応永の乱である。義満は山名一族の次に最大の実力者であった六ヶ国の守護大内義弘

の排除に出た。この時、山名時熙は幕府軍として大内氏と戦い、将軍の信頼を得た。時熙は将軍義満と次の将軍の義持に仕え次第に重用され、応永八年（一四〇一）頃には備後国守護職が与えられた他、石見・安芸の両国の守護も山名一族へと加えられた。

まさに、高野山へ山名時義の宝篋印塔が造立された応永十一年（一四〇四）頃は、山名一族が復権を果たした頃であって、そういう一族の繁栄の背景の中での高野山への石塔造立であったものと推察する。山名一族の流転の歴史の中で、漸く時義の供養塔造立となったものと考える。おそらく、時義の宝篋印塔造立の施主となったのは時熙であろう。

なお、高野山文書の中に前記の山名時義の長男で時義没後に山名家を相続した山名義熙の書状が残されている。全文を挙げると以下のようである。[註5]

悲歎事、御懇ニ承候、悦入候、於寺家者、不相替不可存等閑候、祈祷事憑申候也、恐々謹言、

康応元己巳七月八日　　伊豆守義熙（花押）

本状は時義が没した康応元年（一三八九）七月八日のもので、時義没後六十二日目に発給されたものである。文頭に「悲歎事」とあることから、おそらくは、時義の四十九日法要が高野山で営まれたことに対する礼状かと考える。取り急ぎの法要であって、この時は石塔造立とはならなかったものと考える。

Ⅱ　赤松政則

1　赤松政則の宝篋印塔

緑泥片岩製の基礎のみの残欠品である。現在は高野山霊宝館が所蔵するが、元は奥之院から見出されたもので、その貴重さから、高野山大学の八葉学会（同好会）の手により、奥之院から霊宝館へ搬入された石塔群の中の一つである。

上部二段の造りで、法量は、高さ二五・八cm、上端幅二三cm、下端幅三二cm。上面には塔身を受けるための径五・四cm、深さ一cmの枘孔を入れる。基礎の三面は輪郭を巻き格狭間を入れ、正面と思える面には輪郭を巻いて、以下の銘文を陰刻する。格狭間の形態は室町時代中頃の典型的な形状で、前記の山名時義塔と比べると花頭曲線が委縮したものとなっている。基礎の底部には深さ四cmの大きな孔をうがつ（図版9～図版13の写真・実測図・拓影参照）。

松泉院殿
三品無等
雲公大居士
明應五年
丙辰四月廿五日

上：図版9
　赤松政則宝篋印塔基礎写真
下：図版10
　赤松政則宝篋印塔基礎底部写真

図版 11
赤松政則宝篋印塔
基礎実測図

図版 12
赤松政則宝篋印塔
銘文拓影

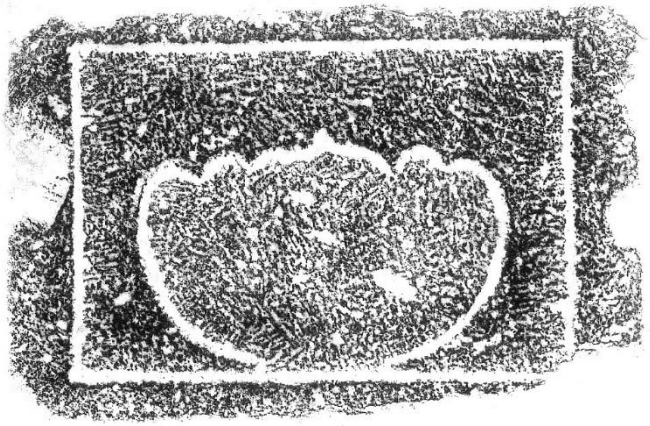

図版 13
赤松政則宝篋印塔
向かって右側面の格狭間拓影

2　小察

銘文にある、「松泉院殿三品無等雲公大居士」が赤松政則の法名であり、本塔の被供養者が赤松政則と判明される。明応五年（一四九六）四月二十五日の紀年を有する、赤松政則の宝篋印塔の基礎と分かる。

注目されるのが、基礎の底部には深さ四㎝の掘り込みがあることである。考えられることは、地下施設に伴う掘り込みの可能性である。蔵骨器を地下に納めて、本塔が造立されたことなどが推測される。

この明応五年（一四九六）四月二十五日は、赤松政則の没年月日である。前記のように高野山における石塔造立には没後に時間の経過が見られ、本塔も没年月日に造立されたとは考えられない。おそらくは、一周忌以降の年忌法要に際して造立されたものと推定する。

赤松政則は嘉吉の乱で滅亡した赤松惣領家を再興した中興の祖で、管領の細川家に接近して中央政界での影響力を高めて従三位まで登り詰めた。応仁の乱では細川勝元に組して活躍した。一方で赤松家の戦国大名化も務め、一代で赤松家の全盛期を築き上げたのであった。

特に政則は、三位まで位階を上り詰めたことについて、本塔においても銘文に明記していることであって、主張したいことであったことは明らかである。

おわりに

山名・赤松の両氏は、領土の関係で対立して、互いに戦闘を繰り広げたにも関わらず、両者の石塔が高野山奥之院で認められた意義は大きいものと考える。

両塔の石材の緑泥片岩は、高野山麓の紀ノ川域から産出する石材である。緑泥片岩は、古くは古墳時代の石室にその使用が見られ、紀伊国の国分寺の塔の中心礎石にも同石材の使用が見られる。石造物では、近年筆者がかつらぎ町三谷坂で確認した平安

時代後期の一重塔が緑泥片岩製のものでは、和歌山県下をはじめ全国でも最古の遺物と見られる。[註6] 高野山及びその周辺で緑泥片岩製の石造物が広く見られるようになるのが、鎌倉時代後期からで、室町時代にかけてその使用のピークが認められる。

山名氏・赤松氏ともに高野山の寺院へ石塔造立の発注をして、高野山奥之院への石塔造立となったことが分かる。当時、最も流行していた緑泥片岩製の石塔が発注された様が伺える。緑泥片岩を材とする石大工が紀ノ川域に存在したことも推察される。

何と言っても、山名時義・赤松政則ともに、高野山への信仰があったことが、今回の石塔調査で判明したことであって、特記したい。

以上であるが、室町時代初めより中頃の権力者が高野山奥之院へ造立した石塔は宝篋印塔であって、五輪塔ではない。このことが意味することは何処にあるのか、詳細についてはさらに研究を深め、他日を期したい。

（註1）山名時義塔の銘文は『紀伊国金石文集成』（巽三郎・愛甲昇寛編　一九七四年刊）に、赤松政則塔の銘文は『高野山霊宝館収蔵奥院石造遺物資料』（私家版　高野山文化財保存会編　一九七六年刊）に紹介されている。

（註2）赤松政則の宝篋印塔について筆者は、『高野町史　民俗編』（二〇〇九年　高野町刊）において拓影と銘文を挙げて赤松政則の宝篋印塔であることを紹介した。

（註3）木下浩良『戦国武将と高野山奥之院―石塔の銘文を読む―』（二〇一四年　朱鷺書房刊）。

（註4）木下浩良「高野山奥之院出土嘉暦元年五輪塔銘文の拓影について―銘にある荘園名は但馬国大内荘か―」『史迹と美術』九二一号（二〇二二年刊）所収。

（註5）宝簡集四十（大日本古文書家わけ第一高野山文書之一）に収録の康応元年（一三八九）七月八日「山名義熙書状」。

（註6）木下浩良「第7章　参詣道の石造物」『高野山結界道、不動坂、黒河道、三谷坂及び関連文化財学術調査報告書』（二〇一二年刊　和歌山県教育委員会）。
木下浩良「和歌山県かつらぎ町の頬切地蔵について―付：笠石と称する笠塔婆―」『史迹と美術』九二八号（二〇二二年刊）所収。

キーワード：山名時義　赤松政則　高野山　宝篋印塔